

子ども・子育て支援法により特定地域型保育事業の確認変更手続きが定められている場合の一覧

	変更事項	申請書類	根拠法令	手続すべき時期
事前 手続	1 利用定員の増加	(1) 特定教育・保育施設等確認変更申請書 (様式第13号) (2) 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要 (3) 当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態 (4) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第44条第1項	あらかじめ変更予定日までに
	2 利用定員の減少	(1) 特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2) 変更に関する書類（定款，登記事項証明書，図面等） (3) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第47条第2項	あらかじめ減少の日の3月前までに
事後 手続	3 事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは，当該事務所を含む。）の名称及び所在地	(1) 特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2) 誓約書 (特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴う届出の場合) (3) 変更に関する書類（定款，登記事項証明書，図面等） (4) その他（参考となる資料）	子ども・子育て支援法第47条第1項	変更があった日から10日以内
	4 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名，生年月日，住所及び職名			
	5 申請者の定款，寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該確認に係る事業に関するものに限る。）※			
	6 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要			
	7 事業所の管理者の氏名，生年月日，住所			
	8 運営規程			
	9 当該申請に係る事業に係る地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の請求に関する事項			

(次頁に続く)

子ども・子育て支援法により特定地域型保育事業の確認変更手続きが定められている場合の一覧

(前頁の続き)

	変更事項	申請書類	根拠法令	手続きすべき時期
事後 手続	10 役員の氏名、生年月日及び住所	(1) 特定教育・保育施設等名称等変更届出書 (様式第14号) (2) 誓約書 (特定地域型保育事業者に係る管理者の変更又は役員の変更に伴う届出の場合) (3) 変更に関する書類(定款, 登記事項証明書, 図面等) (4) その他(参考となる資料)	子ども・子育て支援法第47条第1項	変更があった日から10日以内
	11 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)第四十二条第一項及び第二項の規定により連携協力を行う特定教育・保育施設又は同項に規定する居宅訪問型保育連携施設の名称			

※項番5に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、芦屋市長がインターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は届出は不要ですが、変更となった旨を芦屋市の担当課までご連絡ください。